

○東京経済大学学術機関リポジトリ管理運用規程

2013年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、東京経済大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リポジトリ」とは、東京経済大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の成果物を収集し、恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすシステムのことをいう。

(管理運用)

第3条 リポジトリの管理運用は、東京経済大学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録資格者)

第4条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録資格者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍した教職員及び大学院生
- (2) 図書館長が特に認めた者

(登録対象物)

第5条 リポジトリに登録することができる成果物は、本学における学術的な研究の成果である学術論文（学術雑誌論文、学会発表論文等）、紀要、学位論文、研究報告書（科研費研究成果報告書、ワーキングペーパー等）、図書、その他公開可能な研究・教育成果等で、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 登録資格者が作成、又は作成に関与したものであること。
- (2) 電子的フォーマットで作成されているものであること。
- (3) ネットワークを通じて配信できるものであること。
- (4) 公開することによって、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (5) 大学院生の成果物については、指導教員の推薦を得たもの。

2 前項に掲げたもののほか、本学が所蔵する学術的に貴重な資料も登録対象とする。

(登録申請手続)

第6条 リポジトリに成果物を登録申請することを希望する者（以下「登録申請者」という。）は、別に定める登録様式により図書館に登録申請手続きを行わなければならない。ただし、本学発行の紀要に掲載された論文で、ネットワークを通じて配信することを作成者が許諾しているもの、及び博士論文についてはこの限りではない。

（成果物の利用許諾等）

第7条 著作権が登録申請者にある場合は、前条の登録申請手続きをもって、著作権の一部（複製権及び公衆送信権）の行使を本学に許諾したものとみなす。

2 著作権が登録申請者を含む複数の者及び団体等に帰属している場合には、登録申請者は、あらかじめ関係する全ての著作権者の許諾を得ておかななければならない。

（成果物の利用）

第8条 図書館は、以下の方法によりリポジトリに登録申請された成果物を利用する。

- (1) 成果物を複製し、書誌情報を付与の上、リポジトリのサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物及び書誌情報を無償で公開する。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のため、複製・媒体変換を行う。

（利用条件）

第9条 リポジトリに登録された成果物を利用する者は、原則として著作権者に許諾を得なければならない。ただし、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める「著作権の制限」規程の範囲内での利用については、この限りではない。

（登録内容の削除）

第10条 次のいずれかに該当する場合には、図書館は、リポジトリに登録された成果物を削除することができる。

- (1) 登録申請者が理由を付して削除の申請を行い、それを図書館長が承認した場合
- (2) 図書委員会において公開が適当でないと判断し、削除することを決定した場合

（免責事項）

第11条 登録された成果物の内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された成果物の利用によって生じたいかなる不利益や損害についても、一切の責任を負わないものとする。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、図書委員会の議を経て、大学運営会議が行う。

付 則

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。